

## 休日、夜間受診は よく考えてから

不要不急の休日・夜間の時間外受診は、急病人の治療に支障をきたします。また、医師の負担になるばかりでなく、医療費の自己負担も高くなります。

## かかりつけ医を持ちましょう

近くにおいて気軽に通えるお医者さん、それが“かかりつけ医”です。気になることは“かかりつけ医”に相談しましょう。



## 子どもの急病で心配なときは、 まずは電話相談を

夜間の子どもの急病で心配なときや医療機関を受診するべきか迷ったときは、電話相談しましょう。経験豊富な看護師が対応します。

※医療行為となる診断や治療は行っていません。

**利用時間** ●午後7時30分～午後10時30分  
(年中無休)

### こども救急電話相談室

プッシュ回線・ 携帯電話専用	#8000
すべての電話	018(895)9900

# 医療機関・薬局の かかり方を チェックしてみよう

自分自身の健康維持と、本当に必要としている人が安心して医療が受けられるよう、また、皆さんから納めていただく保険税や窓口負担額として支払う医療費の有効活用のため、この機会に医療機関や薬局のかかり方をチェックしてみましょう。

適正受診の普及啓発を推進し、医療費の適正化をめざします

美郷町役場 福祉保健課 医療保険班  
☎0187(84)4907

# 国民健康保健加入者の みなさまへ お願いとお知らせ

## 交通事故に遭ったら届け出を!

交通事故などで負傷したことが原因で医療機関での治療を受けたときは、被害者の医療費は加害者が負担します。原則として国民健康保険は使用できません。

しかし、加害者がすぐに医療費を支払えない場合などには、一時的に国民健康保険を使用して加害者が負担するべき医療費を国民健康保険で立て替えることもできます。この場合は届け出が必要です。

交通事故に遭ったら警察に届け出ると同時に、町福祉保健課医療保険班まで届け出をしてください。

相手方のない、自損事故の場合でも届け出が必要です。

### 示談の前に届け出を!!

町福祉保健課医療保険班へ届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談をしてしまうと、国民健康保険を使えなくなることがあります。示談をする前に必ず届け出をしてください。

### 交通事故の医療費について

国民健康保険が立て替えた医療費は、後日、美郷町から加害者に請求します。

届け出に必要なもの ● 国民健康保険被保険者証、印鑑、交通事故証明書

**届出先・問** 美郷町役場 福祉保健課 医療保険班  
☎0187(84)4907

## 「マル学保険証」の手続きについて

美郷町の国民健康保険に加入している方が大学・高校など(※)に就学するため、美郷町以外の市区町村に転出する場合、特例により引き続き美郷町の国民健康保険を使うことができます。

※学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

学生として 転出するとき	マル学保険証の手続きが必要です。
初めてマル学保険証 の交付を受けるとき	【必要書類】・在学証明書 ・国民健康保険被保険者証 ・認め印
マル学保険証を 更新するとき ※毎年更新手続き が必要です。	【必要書類】・新年度の在学証明書または学生証の 写し等(学校名及び学生であることが 確認できるもの) ※編入等で学校が変わった場合は在 学証明書の提出が必要です。 ・国民健康保険被保険者証 ・認め印

### 「マル学保険証」の記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中で転居したり、氏名が変わった場合は、下記までご連絡ください。

**手続先・問** 美郷町役場 福祉保健課 医療保険班  
☎0187(84)4907

## 薬のもらい過ぎに 注意しましょう

薬が余っているときは、医師  
や薬剤師に相談しましょう。



## 気を付けましょう 薬の飲み合わせ

薬の飲み合わせによっては、  
副作用が出ることもあります。  
「お薬手帳」に服用した薬の情  
報を記録し、医師や薬剤師にチ  
ェックしてもらいましょう。



## ジェネリック医薬品で 医療費節約

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、  
新薬より安価で新薬と同等の効能・効果を  
期待できるものもあります。利用について、  
医師や薬剤師に相談してみましょう。

## やめましょう 同じ病気で重複受診

複数の医療機関を受診すると医療費が増  
すばかりではなく、重複する  
検査や投薬が体に悪影響を  
与えることがあります。

